

第1章

総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人あかしこども財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県明石市に置く。

(目的及び事業)

第3条 この法人は、こどもを核としたまちづくりを進める明石市において、次代の社会を担う全てのこどもの健やかな成長を支援するための活動（以下「こども支援活動」という。）の振興に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 地域におけるこども支援活動への市民等の参加を促すとともに、その資質の向上を図ることに関する事業
- (2) 地域におけるこども支援活動を行うものへの支援に関する事業
- (3) 地域におけるこども支援活動を行うものどうしの連携協力の促進に関する事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 財産及び会計

(設立者の氏名、住所及び拠出する財産)

第5条 この法人の設立に対して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

(1) 設立者

兵庫県明石市中崎1丁目5番1号

明石市

現金 10,000,000円

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第7条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書

第3章 評議員

(評議員)

第8条 当法人に、評議員3名以上10名以内を置く。

(選任及び解任)

第9条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

(任期)

第10条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 3 評議員は、第7条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第11条 評議員に対して、1日当たり1万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、日当として支給することができる。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第4章 評議員会

(構成)

第12条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第13条 評議員会は、次の事項について決議する。

- 1 理事及び監事の選任又は解任
- 2 理事及び監事の報酬等の額
- 3 評議員に対する報酬等の支給の基準
- 4 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- 5 定款の変更
- 6 残余財産の処分
- 7 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第16条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対し、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 17 条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第 18 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- 1 監事の解任
- 2 評議員に対する報酬等の支給の基準
- 3 定款の変更
- 4 その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第 19 条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案に基づき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 20 条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 21 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

(評議員会運営規則)

第 22 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第 5 章 役員

(役員を設置)

第 23 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上9名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち、2名以内を常務理事とする。
 - 4 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）上の代表理事とし、常務理事をもって同法において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 24 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 27 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。但し、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上にあたる多数の決議に基づいて行わなければならない。

- 1 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- 2 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、評議員会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(設置)

第30条 この法人に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- 1 この法人の業務執行の決定
- 2 理事の職務の執行の監督
- 3 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決権を行使することができない。

(決議の省略)

第 34 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事がある異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

(理事会運営規則)

第 36 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 37 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上にあたる多数の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(解散)

第 38 条 この法人は、法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 39 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行わない。

附則

(設立時の評議員)

- 1 この法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員	岩井 義矢	岡本 敬子	佐藤 美知代
	高橋 嗣郎	福井 宣昭	藤本 政則
	松山 清		

(設立時の理事、理事長及び監事)

- 2 この法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	濱田 純一	佐野 洋子	櫻井 久美子
	公家 裕	寺見 陽子	
設立時理事長	濱田 純一		
設立時監事	津久井 進	箕作 浩志	

(最初の事業年度)

- 3 この法人の最初の事業年度は、第6条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

(定款に定めのない事項)

- 4 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。